第１章　総　　則

（目　的）

第１条　本校は、看護師、理学療法士として、必要な知識、技術及び豊かな人間性と職業倫理を習得させ、専門職としての自覚と誇りを持ち、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

（名　称）

第２条　本校は、下関看護リハビリテーション学校と称する。

（位　置）

第３条　本校の位置を山口県下関市竹崎町３丁目４番１７号に置く。

（学校評価）

第４条　本校は、教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第２章　課程・学科・修業年限及び定員

（課程・学科・修業年限・定員）

第５条　本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

課　　程	学　　科	昼夜別	修業年限	入学定員	総 定 員
医療専門課程	看護学科 （３年課程 全日制）	昼間	３年	４０名	１２０名
	理学療法学科	昼間	３年	８０名	２４０名

（在学年限）

第６条　在学年限は修業年限の２倍を超えてはならない。

第３章　　学年・学期及び休業日

（学年・学期）

第７条　本校の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　学期は次の２学期に分ける。

前　期　　４月１日から９月３０日まで

後　期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）

第８条　本校の休業日は、原則次のとおりとする。

一　土曜日・日曜日

二　国民の祝日に関する法律で規定する日

三　夏期休業　　４週間

四　冬期休業　　２週間

五　春期休業　　２週間

２　学校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると認められるときは、前項の規定に関わらず、休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

第４章　　教育課程及び単位数

（授業科目、単位数及び時間数）

第９条　本校における看護学科、理学療法学科の教育課程、単位数及び時間数は「学則別表１の１」・「学則別表１の２」のとおりとする。

２　看護学科の講義及び演習については、１５時間から３０時間、臨地実習については、４５時間を以てそれぞれ１単位とする。

３　理学療法学科の講義及び演習については、１５時間から３０時間、実習については、３０時間から４５時間、臨床実習については、４０時間から４５時間を以て１単位とする。

４　教育上必要がある時は、学校長の許可を受けて履修時期を変更することがある。

（授業形態）

第１０条　看護学科の授業形態は講義、演習及び臨地実習とする。

２　理学療法学科の授業形態は講義、演習、実習、及び臨床実習とする。

第５章　単位の認定及び成績の評価

（単位の認定及び成績の評価）

第１１条　単位認定は、当該科目に必要な出席状況と当該科目の評価により、学校運営会議で決定される。

２　単位修得については、科目を履修しなければならない。

３　評価はＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４段階とし、Ｃ以上を合格とする。

４　科目の履修に関することは、履修規定に定める。

（入学前既修得単位の認定）

第１２条　本校に入学した者で、入学前の既修得単位の認定を希望する者は、所定の手続きにより学校長に申し出て、学校運営会議に諮り、入学前既修得単位認定を受けることができる。

２　看護学科

一　入学前に放送大学や、その他大学もしくは高等専門学校、または歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士および言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合には、学校長は総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、本校において履修したものと認定することができる。

二　入学前に社会福祉士および介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表4、若しくは社会福祉介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表4に定める「人間と社会」の領域に限り、既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は本校において履修したものと認定することができる。

３　理学療法学科

一　入学前に放送大学や、その他大学もしくは高等専門学校、または歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士および言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表一、一の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合には、学校長は総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、本校において履修したものと認定することができる。

二　入学前に社会福祉士および介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表 4、若しくは社会福祉介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表 4 に定める「人間と社会」の領域に限り、既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は本校において履修したものと認定することができる。

第６章　　入　　学

（入学時期）

第１３条　本校の入学時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第１４条　本校の入学資格は、次のとおりとする。

一　高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

二　外国において学校教育における１２年の課程を修了した者、またはこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者

三　高等学校卒業程度認定規則（平成１７年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

四　その他学校教育法第 90 条第 1 項に定める者

（入学志願の手続）

第１５条　本校に入学しようとする者は、次の書類と別に定める入学検定料を添えて、指定期日までに学校長に願い出なければならない。

一　本校所定の入学願書

二　第１４条第一号に該当する者、又は見込みの者は最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書。なお、卒業見込み資格で受験した者については、卒業証明書の写しを３月３１日までに提出しなければならない。

三　第１４条第二・三・四号に該当する者は、その資格を証明する書類

四　高等学校、中等教育学校卒業及び卒業見込み者にあっては高等学校所定の様式による調査書

２　納付された入学検定料および出願書類は返還しない。

（入学試験）

第１６条　前条の手続きを終了した者に対して、学科試験及び人物考査等を行い、選考のうえ入学者を決定する。

（入学手続き）

第１７条　選考により本校の入学試験に合格した者は、本校所定の書類を学校長宛に提出しなければならない。

第７章　　休学、復学、転入学、転出学及び退学

（休学）

第１８条　傷病その他やむを得ない理由により修学できない者は、休学願を医師の診断書又は詳細な理由書を添えて保証人連署のうえ提出し、学校長に休学を申し出ることができる。学校長は学校運営会議に諮りこれを許可することができる。

２　休学期間は合算して３年を超えることができない。ただし特別な理由がある場合は、その期間の延長を学校長に申し出なければならない。

（復学）

第１９条　休学期間において休学の理由がなくなったときは、復学願を保証人連署のうえ提出し、学校長に復学を申し出なければならない。学校長は学校運営会議に諮りこれを許可する。ただし、傷病による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

（転入学）

第２０条　文部科学大臣または厚生労働大臣の指定する看護学校若しくは、理学療法士学校の在校生で、本校に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、学校長は学校運営会議に諮り、選考のうえ許可することができる。

２　転入学を志願する者は、現に在学する学校長の承諾書を提出しなければならない。

３　転入学の時期は学年始めとし、本人既修の授業科目及び単位数を所定の手続きにより学校長に申し出て学校運営会議に諮りこれを認定し、今後履修すべき授業科目・単位数ならびに在学すべき年数を決定する。

（転出学）

第２１条　他校に転出学しようとする者は、転出学許可願にその理由を記し、保証人連署のうえ学校長に申し出て、学校運営会議で許可を受けなければならない。

（退　学）

第２２条　退学しようとする者は、退学願にその理由を記し、保証人連署のうえ学校長に申し出て学校運営会議で許可を受けなければならない。

２　学校長は、次の項目に該当する者に対して、学校運営会議に諮り、退学とすることができる。

一　死亡の届出があった者

二　行方不明の届出があった者

第８章　　卒　業

（卒業）

第２３条　学校長は教育課程に定められているすべての授業科目の単位修得を認定された者に対し、学校運営会議において卒業認定を行う。

２　卒業認定された者には、卒業証書を授与する。

（称号の授与）

第２４条　看護学科、理学療法学科は前条により卒業認定された者に対し、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

（資格の取得）

第２５条　看護学科を卒業した者は、看護師国家試験及び保健師・助産師学校養成所の受験資格を取得することができる。

２　理学療法学科を卒業した者は、理学療法士国家試験の受験資格を取得することができる。

第９章　　教職員組織

（教職員）

第２６条　本校に次の教職員を置く。

	看 護 学 科	理学療法学科
学校長	１名	
副学校長	１名	１名
教務部長	１名	１名
実習調整者	１名	
専任教員	６名以上	９名以上
講師	３５名以上	５名以上
事務長	１名	
事務職員	４名以上	
学 校 医	１名以上(非常勤)	
カウンセラー	１名以上(非常勤)	
図書司書	１名	

２　理学療法学科は、副学校長と教務部長を兼ねることができる。

第１０章　会議・委員会の組織並びに運営

（会議・委員会）

第２７条　本校の円滑な運営を図るために、学校運営会議、管理会議、学科会議、入学試験会議を設置する。

２　学校評価委員会、倫理委員会、広報委員会を設置する。

３　学校長は必要に応じて、他の会議、委員会を設置することができる。

第１１章　　賞　罰

（表　彰）

第２８条　学校長は成績優秀にして他の模範となる者は表彰することができる。

（懲　戒）

第２９条　本学則、その他本校の定める諸規則に違反、又は学生の本分に反する行為があった場合は懲戒処分を行うことができる。

２　懲戒の種類は、訓戒、停学及び退学とする。

３　学校長は１項に該当する者に対して学校運営会議に諮り、これを懲戒する。

第１２章　　寄宿舎

（寄宿舎）

第３０条　本校に寄宿舎を設ける。

２　寄宿舎については別に定める。

第１３章　　健康管理

（保健室）

第３１条　本校に保健室を置き、一般保健に関する業務及び応急処置を行う。

２　保健室に関する規定は別に定める。

（健康診断）

第３２条　学生並びに教職員の健康管理のため、毎年健康診断を行う。

第１４章　入学検定料、入学金、授業料及びその他の納入金

（納入金等）

第３３条　入学検定料・入学金・授業料・その他の納入金については別に定める。

２　授業料・その他の納入金の納入方法等は別に定める。

３　既に納付した入学検定料・入学金は返還しない。

４　授業料及びその他の納入金を納付した者で入学を辞退した場合は、授業料及びその他の納入金を返還する。ただし、４月１日以降に入学を辞退した場合には返還しない。

第１５章　　雑　則

（他の規則等への委任）

第３４条　本学則の他、学校の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　　則　　この学則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成１７年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成１８年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２１年３月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２５年１２月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２６年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、平成３０年４月１日から施行する。
附　　則　　この学則は、令和２年４月１日から施行する。